様式第８（第35条関係）（平30環省令８・追加、令２環省令９・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第48条の２第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名

生　年　月　日

年　　月　　日発行

環　境　大　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第48条の２　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

２　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

５　略

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　略

⑾　第42条第４項又は第48条の２第４項の規定に違反して、第42条第１項又は第48条の２第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。